

商品概要説明書

マイカーローン（一般型）

（2024年4月1日現在）

商品名	マイカーローン（一般型）
ご利用いただける方	<p>○当 J A の組合員の方。</p> <p>○お借入時の年齢が満 18 歳以上であり、最終償還時の年齢が満 80 歳未満の方。</p> <p>○原則として、前年度税込年収が 100 万円以上ある方（自営業者の方は前年度税引前所得とします。）。</p> <p>○生活の本拠が定まっている方。</p> <p>○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。</p> <p>○その他当 J A が定める条件を満たしている方。</p>
資金使途	<p>○ご本人またはご家族が必要とされる次のご資金（借入申込日から過去 3 か月以内にお支払済みの資金を含む。）が対象です。ただし、事業資金（営業用自動車等）は除きます。</p> <p>①自動車・バイク・自転車・除雪機・電動車いす（いずれも中古車を含む。）のご購入資金およびご購入に付帯する諸費用。</p> <p>②自動車等の点検・車検・修理費用、保険掛金。</p> <p>③運転免許の取得のためのご資金。</p> <p>④カー用品（カーナビ等）のご購入資金。</p> <p>⑤車庫建設のためのご資金。</p> <p>⑥他金融機関等から借入中の自動車資金の借換資金（残価設定型クレジット含む。）。</p>
借入金額	<p>○1 万円以上 1,000 万円以内、1 万円単位とし、所要金額の範囲内とします。ただし、お借入時の年齢が満 71 歳以上の方の場合は、200 万円を上限とし、新卒内定者の方の場合は、300 万円を上限とします。</p> <p>また、本ローンを含む J A からの無担保借入金の合計額が、当 J A の定める範囲内とします。</p>
借入期間	<p>○6 か月以上 15 年以内とします。ただし、1 か月単位とします。</p> <p>○ただし、他金融機関から借入中の自動車資金の借換の場合、借入期間は 15 年から当初借り入れた自動車資金の経過期間を差し引いた範囲内とします。</p>
借入利率	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>【変動金利型】</p> <p>お借入時の利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（当 J A 所定の短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月 1 日、7 月 1 日、10 月 1 日および 1 月 1 日から適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p> <p>お借入後の利率は、4 月 1 日および 10 月 1 日の基準金利（当 J A 所定の短期プライムレート）により、年 2 回見直しを行い、6 月・12 月の約定返済日</p>

	<p>の翌日より適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p> <p>【固定金利型】</p> <p>お借入時の利率を、完済時まで適用いたします。</p> <p>お借入時の利率は、3月1日、6月1日、9月1日および12月1日の基準金利（当JA所定の短期プライムレート）により、年4回見直しを行い、4月1日、7月1日、10月1日および1月1日から適用利率を変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合は、それ以外の日に適用利率を変更する場合があります。</p> <p>○利率は店頭に掲示します。詳細については、当JAの融資窓口へお問い合わせください。</p>														
返済方法	<p>○元利均等返済（毎月の返済額（元金+利息）が一定金額となる方法）とし、毎月返済方式、年2回返済方式（正組合員の方に限ります。）、特定月増額返済方式（毎月返済方式に加え年2回の特定月に増額して返済する方式。特定月増額返済による返済元金総額は、お借入金額の50%以内、1万円単位です。）のいずれかをご選択いただけます。</p>														
担保	<p>○原則として不要です。</p>														
保証人	<p>○当JAが指定する保証機関（兵庫県農業信用基金協会）の保証をご利用いただけますので、原則として保証人は不要です。</p>														
保証料	<p>○次のいずれかよりご選択いただけます。</p> <p>①前払方式</p> <p>ご融資時に一括して保証料をお支払いいただきます。</p> <p>【お借入額100万円、お借入利率3.000%の場合の一括支払保証料（例）】</p> <table border="1"> <tr> <td>お借入期間</td> <td>1年</td> <td>3年</td> <td>5年</td> <td>7年</td> <td>10年</td> <td>15年</td> </tr> <tr> <td>保証料（円）</td> <td>3,546</td> <td>10,164</td> <td>16,912</td> <td>23,793</td> <td>34,344</td> <td>52,576</td> </tr> </table> <p>②後払方式</p> <p>当JAへお支払いいただく利息の中から当JAが保証機関へ支払います。この場合、お借入利率は年0.65%上乗せされた利率が適用されます。</p>	お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年	保証料（円）	3,546	10,164	16,912	23,793	34,344	52,576
お借入期間	1年	3年	5年	7年	10年	15年									
保証料（円）	3,546	10,164	16,912	23,793	34,344	52,576									
団体信用生命共済	<p>○ご希望により当JA所定の3種類の団体信用生命共済のいずれかにご加入いただけます。なお、選択される団体信用生命共済の種類によりお借入利率は下表記載の加算利率分高くなります。</p> <table border="1"> <tr> <td>団体信用生命共済名</td> <td>加算利率</td> </tr> <tr> <td>団体信用生命共済（特約なし）</td> <td>年0.23%</td> </tr> <tr> <td>長期継続入院特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.42%</td> </tr> <tr> <td>三大疾病保障特約付団体信用生命共済</td> <td>年0.33%</td> </tr> </table> <p>○ご加入に際しては、健康状態を告知していただきます。健康状態によっては、ご加入をお断りする場合がございますので、あらかじめご了承下さい。</p>	団体信用生命共済名	加算利率	団体信用生命共済（特約なし）	年0.23%	長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.42%	三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.33%						
団体信用生命共済名	加算利率														
団体信用生命共済（特約なし）	年0.23%														
長期継続入院特約付団体信用生命共済	年0.42%														
三大疾病保障特約付団体信用生命共済	年0.33%														

9 大疾病補償保険	<p>○ご希望により「9 大疾病補償保険」にご加入いただけます。ご利用にあたってはお借入利率に以下の利率が加算されます。</p> <p>年 0.57%</p>
手数料	<p>○ご融資の際、0 円の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、全額または一部繰上返済をされる場合は、次の事務手数料（消費税等含む。）が必要です。</p> <p>①全額繰上返済の場合…0 円</p> <p>②一部繰上返済の場合…0 円</p> <p>○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は0 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。</p>
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	<p>○苦情処理措置</p> <p>本商品にかかる相談・苦情等（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または総務部（電話：0 7 9 9 - 6 2 - 6 2 0 0）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J A バンク相談所（電話番号：0 3 - 6 8 3 7 - 1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>○紛争解決措置</p> <p>外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 総務部または J A バンク相談所にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会（電話：0 7 8 - 3 4 1 - 8 2 2 7）</p> <p>東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会</p> <p>（以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当 J A 総務部または J A バンク相談所にお問い合わせください。）</p> <p>※東京弁護士会，第一東京弁護士会，第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 <p>なお、現地調停，移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問い合わせください。</p>
その他	<p>○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>○印紙税が別途必要となります。</p> <p>○現在のお借入利率やご返済額の試算については、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。</p>

